

苫小牧市駅前イルミネーション事業企画運営業務

提案書作成要領

1 業務名

苫小牧市駅前イルミネーション事業企画運営業務

2 企画提案書等の提出

参加意向書の提出後、プロポーザル提案資格確認結果通知により提案資格を有すると認められた者は、提案書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(1) 企画提案書（A4版任意様式、縦・横いずれも可、A3折り込み可、片面刷り）

企画提案書の作成にあたっては、以下の内容に留意すること。

- ア 仕様書に掲げる業務内容に沿った提案書とすること。
- イ 設置するイルミネーションのイメージ図を盛り込むこと。
- ウ 使用する総電球数や照明機器台数、その他演出に使用する照明機器の設置範囲が分かるように提案すること。
- エ 設置箇所ごとの電球数及び種類を明示すること。
- オ 想定される電力量及び電気料金（点灯期間中の合計額）を示すこと。
- カ 苫小牧市外へのポスター掲出先について提案すること。
- キ ポスターのほか、フリーペーパーや新聞、web広告の活用等、本事業が広く市民に周知され集客につながるよう、効果的な告知方法を提案すること。
- ク 期間中のイベント等については、地元の子ども達や若者へ訴求する内容とし、まちなかやとまイルスクエア会場への来訪や周遊を促す企画となるよう留意すること。
- ケ 本業務外で行われる関係団体等によるイルミネーション連動企画との連携についても配慮すること。
- コ 想定スケジュールを記載すること。
- サ イルミネーション来場者の満足度向上を図るという目的を逸脱しない範囲であれば、ホットドリンクやご当地グルメなど飲食物の販売を可とする。ただし、飲食物を販売する上で必要となる許認可申請や出店者募集・調整等は全て受託者において行うこと。
- シ その他、本事業の内容を充実させるためのアイデアなどがあれば、自由に提案すること。

(2) 業務実施体制図（任意様式）

- ア 本業務に係る人員体制及び配置予定者を記載すること。
- イ 業務の一部について再委託を予定している場合は、その業務範囲及び再委託先を記載すること。なお、業務の主たる部分の再委託は認めない。

(3) 類似業務実績書（任意様式）

平成 28 年度以降に実施した類似業務実績があれば提出すること。

(4) 参考見積書（第 9 号様式の 2）

ア 金額の内訳及び積算根拠を具体的に記載すること。

イ イベントについてはイベントごとに金額を算出し明記すること。

ウ 仕様書に定める業務の遂行において必要となる経費を全て含むものとし、提案内容の全てが提案限度額内で実現できるものとみなす。

エ 内訳は税抜で記載し、消費税および地方消費税額と税込金額を記載すること。

3 提出部数及び提出方法

(1) 提出部数

ア 提案書（第 9 号様式）・・・・・・・・・・ 正本 1 部

イ その他添付資料（上記(1)~(4)）・・・・・・・・ 15 部

(2) 提出期限

令和 3 年 7 月 8 日（木）午後 5 時 15 分まで

（郵送の場合は、令和 3 年 7 月 8 日（木）の消印有効とする。）

(3) 提出場所

苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号

苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課（担当：寺谷）

電話：0144-32-6062

(4) 提出方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は簡易書留又は書留のいずれかによること。

4 提案書作成にあたっての留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案書に記載された内容を基本とするが、イルミネーションのデザインを含む事業内容の詳細については、プロポーザル後、受託者と委託者が協議の上決定するものとする。

(2) 本事業の実施場所である苫小牧駅前広場は、北海道が管理する土地であることから、提案されたイルミネーション装飾物の設置可否は、プロポーザル後に行う北海道との協議を経て最終決定するものとする。

(3) 苫小牧駅前広場周辺施設（例：JR 苫小牧駅、ふれんどビル、旧苫小牧バスターミナル等）への装飾について、提案は可とするが、施設所有者との協議が必要となる点に留意すること。

(4) 専門的な知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

5 その他

(1) 企画提案に係る経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 期間提案書が提出期限までに提出されない場合は、企画提案の参加の意思がないものとみなす。また、企画提案ヒアリングに出席しない場合についても、同様に

企画提案の参加の意思がないものとみなす。

- (4) 選定委員会は非公開とする。
- (5) 提出された参加意向書及び企画提案書については、本業務のプロポーザル以外の目的に使用しないものとする。
- (6) 提出期限以降における企画提案書及び添付書類の差し替え、追加等は認めない。
- (7) 提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- (8) 全ての提出書類は返却しない。